

H26 教育関係要望項目

東京都教育庁におかれましては、日頃よりLD等発達障害児・者へのご支援をいただき誠にありがとうございます。私ども親の会では、教育庁と福祉保健局との連携をより進めていただき、一人ひとりの児童生徒への一貫した支援体制を希望しております。

今後とも更なるご支援を期待し、以下の通り要望しますので、ご回答よろしく申し上げます。

1. 教職員の質の向上

- (1) 発達障害やLDの概要を理解する教職員は以前に比べると増加してきました。しかしいまだに、①「本人の努力不足が原因」と捉えている先生、②「頑張ればできる」という根性論で児童に接しフォローなしの先生、③発達障害やLDの概念は知っているけれど、それを実際の指導に活かす事ができない先生、等により苦しめられている児童・生徒は少なくありません。そこで、従来の発達障害やLDの概要等の研修は引続き全教職員に継続し、それを実際の日々の指導に活かす事ができるような具体的で実践的な内容のスキルアップ研修を全教職員に実施してください。
- (2) 教育実習では現在の普通学級での実習に加え、通級指導学級(以降、通級と略)での実習を必ず実施する様にしてください。普通学級だけの実習では、普通学級で苦戦している児童・生徒の実態や気持ちを理解する事はできません。教職に就く前に発達障害やLDの児童・生徒の現状を実際に体験する事は、大変に重要と思います。
- (3) 教師は忙し過ぎます。(先日のOECD中学校調査でも、「日本の先生 一番忙しい 部活動や関係ない事務仕事に追われ・・・」、と発表がありました。) そのため、クラスの一人一人に向き合う時間がどんどん減少します。これでは、クラスの片隅で苦しんでいる児童・生徒がいても、気が付かなかったり適切に対処する時間が取れなかつたりします。そこで、教師の雑務を軽減する様な仕組みを開発し、施行してください。
- (4) 一クラスの人数を減らして、教師がクラスの一人一人と向き合える環境を整えてください。

2. 特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー

- (1) 特別支援教育コーディネーターの質と活用状況は、学校間のばらつきがとても大きいのが現状です。新学期の学校便りの教職員紹介で、特別支援教育コーディネーターを紹介しない学校すらあります。本当は専任の特別支援教育コーディネーターを配置していただきたいのですが(以前、無理との回答)、兼務で担当する教師がかなりの割合を特別支援教育コーディネーター業務に専念できるような仕組みを開発し、施行してください。
- (2) 特別支援教育コーディネーターのスキルアップを図る研修を、全ての関係者に実施してください。
- (3) スクールカウンセラーは、担任の教師と連携が取れるなど、上手に活用すればとても有効な存在です。そこで、我が子の事で悩んで困っている親に、スクールカウンセラーを利用するという発想を持たせるような仕組みを開発して施行してください。スクールカウンセラーは敷居が高くて・・・と躊躇する保護者もおり、スクールカウンセラー自体を知らない保護者もいます。
- (4) スクールカウンセラーはいじめ等への対応で忙しいそうですが、いじめの原因に発達障害やLDが絡んでいるケースが多くあります。発達障害やLDに関する研修会等を実施するなどして、スクールカウンセラーに情報を提供してください。発達障害やLDに関する情報が本当に少なく、とこぼしているスクールカウンセラーの方もいました。

3. 東京都 第三次特別支援教育推進計画について

- (1) 特別支援教育推進計画 第三次実施計画(以降、第三次計画と略)のモデル事業の、現時点での成果を具体的にお聞かせください。

- (2) 東京都における通級の指導は多大な効果があります。通級は存続するのか不安視する声も聞かれますが、今後の通級の指導と特別支援教室における指導との関係と展望を、昨年度よりもより具体的に詰められた点も含めて、具体的にお聞かせください。
- (3) 「通級」という言葉は残るのでしょうか？ H26 年 7 月 9 日の「資料 8」 「公立小学校における特別支援教室の導入に向けて」において、「必要であれば児童が集まり、小集団を活用して指導」とあります。
- (4) 中学校・高等学校での第三次計画の導入について、具体的にお聞かせください。
- (5) 通級には定員がありましたが、特別支援教室では対象となる児童・生徒は全員利用する事ができる様にしてください。
- (6) 特別支援教室を利用する際に地域格差が生じない様、区市町村を指導してください。
- (7) 言語障害学級、弱視学級、難聴学級は、第三次計画では今後どうなりますか？
- (8) 平成 26 年度以降の特別支援教育等、東京都の教育ビジョンの展望をお聞かせください。

4. 就学相談

- (1) 就学相談で作られる就学支援ファイルによってどの様に就学先が決めるのか、その基準を具体的に教えてください。また区市町村によって地域格差が生じない様、ご指導ください。

5. 高等学校の支援

- (1) 都立高校入試の際に「特例申請」を受ける事ができる「実績」について、今までにどの様な内容を認めてきたのか、具体的にお知らせください。
- (2) 社会に出るための移行支援、キャリア教育が高校では特に重要です。これらのプログラムはすべての都立高等学校で授業等にどの様に組み入れられているのかを、具体的にお聞かせください。

6. 金融・消費者教育

- (1) LD 等発達障害者には、社会に出てから金銭管理で躓く事が多く見られています。小学校から高等学校まで、年齢に応じた金融教育・消費者教育を実施してください。

7. 支援ツールの使用

- (1) 授業に支援ツールや技法を積極的に取り入れてください。支援ツールの使用は障害のある児童・生徒だけではなく、一般の児童・生徒にも有効です。
【例】NHK デジタル教材、国立特別支援教育研究所データベース、NPO 法人全国LD親の会のサポートツール・データベース等の活用
- (2) 特別支援学級や通級で独自に開発された指導法やツールで、通常学級の授業の中で使えるものを、情報交換して取り入れてください。実践の実例があれば、具体的に成果をお聞かせください。
- (3) 電子黒板、タブレット、電子教科書、読み上げソフトなどを、小中高等学校でニーズに合わせて自由に(オープンに)使用できる様に働きかけてください。平成 23 年(2011 年)4 月の国の『教育の情報化ビジョン』にも、平成 32 年(2020 年)までにデジタル教科書・教材の活用、教室への電子黒板の整備、1 人 1 台の情報端末の整備を実施すべき、と明確に書かれています。

以上

H26 福祉保健局関係要望項目

東京都福祉保健局におかれましては、日頃よりLD等発達障害児・者へのご理解ご支援をいただき、誠にありがとうございます。今後とも更なるご支援を期待し、以下の通り要望いたしますので、ご回答よろしくお願ひします。

1. 早期発見・早期療育の推進について

- (1) LD等発達障害については、早期療育における効果が顕著であり、早期発見・早期支援ができる体制の整備が必要不可欠です。東京都における早期発見・早期支援への体制整備に向けた取り組みを、具体的にお聞かせください。
- (2) 従来通りの3歳児健診のみでは、発達障害を把握することが難しいといわれています。行動等に個人差が表れやすい4歳半～5歳児の健診の実施を区市町村に働きかけてください。早期発見と支援開始の時期において、地域差がないよう働きかけてください。
- (3) 健診～相談～療育へと切れ目なくスムーズにつながるよう、乳幼児健診においてLD等発達障害が疑われた場合、また要配慮児とされた場合の本人への発達支援と家族への支援体制が充実されるよう区市町村に働きかけてください。
- (4) 相談・支援に従事する保健師や職員に向けて、家族に対する際の配慮した伝え方の研究と指導をお願いします。また、上記対象者に向けて昨年度実施された研修がありましたら、どのような内容だったかお聞かせください。

2. 一生涯を通じた支援体制の確立について

- (1) 乳幼児期および就学前から療育が受けられた場合、その療育が就学後も継続して受けることができる様体制を整備し、区市町村を指導してください。
- (2) 東京都教育庁との連携を深め、就学支援シート等の情報を利用して、安心して学校生活を送れる様に働きかけてください。また区市町村においての就学支援シート等活用率を、昨年度お聞きした85%より上げるため(100%にするために)、福祉保健局が働きかけた事例がありましたら、具体的にお聞かせください。
- (3) 発達障害については、一貫したデータの追跡が行われていません。発達障害は成長に伴い、困難の状態像が変化しやすいため、一度診断を受けた後も、希望者には定期的に検査や見直しができる様な体制づくりをお願いします。
- (4) ライフステージに沿った支援が継続して受けられる様、発達の記録・個別の支援計画等の保存ができるサポートファイルの作成・普及を充実させてください。また、区市町村においても同様なサポートファイルの作成・普及ができる様に指導してください。
さらにサポートファイルが有効に活用できる様、関係諸機関を支援してください。
- (5) 発達障害者支援体制整備推進委員会における支援を強化し、周産期から成人にいたるまでの医療機関、療育機関、教育機関、就労支援機関が連携する仕組みをさらに整備してください。
また委員会においては、それぞれの専門分野でご活躍の委員の皆さまの知識が活かされる様、活発な意見交換を希望します。
- (6) 発達障害者支援体制整備推進委員会の中で、不登校、引きこもりとなった発達障害児・者への社会参加を促すための取り組みについて話し合われた議題から、具体的に整備が進んでいるものがありましたら、お聞かせください。

3. LD 等発達障害児・者への相談支援の充実について

- (1) 東京都の人口から考えると、都内に1ヶ所の東京都発達障害者支援センターでは、対応しきれないことはあきらかです。新規にセンターを開設してください。
TOSCA においては、開所以来相談件数が多いため、予約すら取りにくい状態が続いています。相談しやすい体制が取れるよう、LD に対応できる専門の職員の増員をお願いします。
- (2) 区市町村にあるすべての窓口担当の職員に対し、発達障害への理解を深める研修を引き続き実施するよう指導してください。障害者総合支援法に則った窓口対応の充実を強化してください。
- (3) 発達障害のある成人した本人たちが地域で自立した生活ができるよう地域福祉権利擁護事業の活用等も含めた地域の資源について、分かりやすく知らせる・説明するための努力をすべての窓口担当職員がするよう、指導助言を徹底してください。
- (4) 区市町村での地域差がでないよう、東京都において青年期・成人期の発達障害者本人向けの理解・支援のためのサポートブックを作成し、活用できる体制を整えてください。

4. 家族支援の充実について

- (1) ペアレントメンターやピアカウンセリングを利用した家族支援、相談事業にはとても効果があります。家族の悩みに寄り添う支援をさらに推進するとともに、専門の相談機関を充実させ、ペアレントメンターをバックアップする体制を強化してください。
- (2) 大規模な医療機関だけでなく、町医者のような小さな病院においても、家族のカウンセリングが受けやすくなる様、関係機関に働きかけてください。
- (3) 医療従事者向け講習会(昨年度 8 回開催)について、内容や参加者からの感想、今後の計画等をお聞かせください。

5. 施設職員や事業所に対する理解と啓発について

- (1) LD 等発達障害のある人は、個々によって障害特性が大きく異なります。以下に例をあげた施設や事業所等で、知的障害や身体障害等の対応に慣れている職員に対しても、LD 等発達障害についての研修会を開催し、より専門的な人材の育成をさらに推進してください。
【例】・就労移行支援事業所(社会福祉法人、NPO 法人、一般社団法人、民間株式会社など)
・就労継続支援 A 型および B 型の事業所(社会福祉法人、NPO 法人など)
・障害者就労支援センター(訓練型)
- (2) 同じ東京都内の事業所でありながら、設置地域によって対応が違う場合があります。地域差がないように、全体を見通した立場での指導助言をしてください。

6. 2014 東京の福祉保健に関することについて

「2014 東京の福祉保健 ― 分野別取組―障害者分野」にある、障害のある人があたり前に働くことができる社会の実現のための自立に向けた就労促進策について、以下の項目について具体的にお聞かせください。

- (1) 障害者分野の中の「障害者の自立に向けた就労促進策を推進する」ための事業として、障害者就労実態調査を実施するとあります。調査の現状や結果を、具体的にお聞かせください。
- (2) LD 等発達障害のある人の自立においては、滞在型のグループホーム利用の効果が期待できます。グループホームの設置に関して、東京都はどのように係わり、またどのように指導されているのかお聞かせください。あわせて以下の点につき、具体的な実数をお聞かせください
・障害者の地域移行、安心生活支援 3 ヶ年プランによって新たに整備されたグループホームの実数
・同上のグループホームに入居した障害者種別

・同上のグループホームの種別(滞在型・通過型など)

- (3) 障害者総合支援法による福祉サービスの中でも「地域生活支援事業」は、内容や利用者負担が区市町村ごとに異なるとありますが、大きく地域格差がでないように区市町村に対して指導助言をお願いします。
- (4) 「東京都障害者計画」や「東京都障害福祉計画(第3期)」における、本年度の取り組み状況をお聞かせください。また、この第3期計画は平成26年度で終了しますが、今後も修正して継続されるのかどうか、お聞かせください。
- (5) 東京都障害者就労支援協議会とはどのように連携しているのか、具体的にお聞かせください。
- (6) 療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の取得に際して、都道府県での格差をできるだけなくすよう、連絡調整をしてください。また、発達障害と診断されても、手帳取得のできない人に対する自立支援対策を早急に検討してください。

7. 一般都民への啓発について

- (1) 障害者差別解消法、障害者虐待禁止法、いじめ防止法等の成立により、障害者へのいじめ、虐待の防止、差別の禁止が叫ばれておりますが、実情はまだ多くの誤解と偏見が存在します。発達障害者等見かけではわかりにくい障害への理解啓発について引き続きご尽力をお願いします。
広く都民に対しての「障害者理解促進事業」について、取り組み状況を具体的にお聞かせください。

以上

H26 産業労働局関係要望項目

東京都産業労働局におかれましては、日頃よりLD等発達障害児・者へのご理解ご支援をいただき、誠にありがとうございます。今後とも更なるご支援を期待し、以下の通り要望いたしますので、ご回答よろしくをお願いします。

1. 職業教育の充実と、求職活動への支援について

- (1) LD等発達障害のある児童生徒の多くは、普通学級に在籍し、普通教育を受けています。特別支援学校以外の中学校、高等学校に在籍するLD等発達障害児・者に対する職業教育の充実と、求職活動への支援を強化してください。
- (2) 就職活動セミナーや企業合同説明会、職場体験実習等を引き続き実施し、充実させてください。
- (3) 相談体制を整備し、効果的な職業訓練および職場実習制度をさらに充実させてください。

2. 東京都における障害者雇用の推進について

- (1) 平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用における差別の禁止と、職場での働きやすい環境づくり、精神障害者の雇用の義務化が示されました。東京都庁内における、チャレンジ雇用事業をさらに拡大させ、継続させるよう、総務局に働きかけてください。また、まだチャレンジ雇用を受け入れている部署に対しても、理解啓発をお願いします。
- (2) 東京都庁内における障害者枠での知的障害者・身体障害者および発達障害者の雇用をさらに拡大するよう、総務局に積極的に働きかけてください。
- (3) 東京都障害者就労支援協議会とはどのように連携しているのか、具体的にお聞かせください。また、「障害者雇用・就労推進 連携プログラム 2013」に掲げられた取り組みの結果もお聞かせください。
- (4) 同上プログラムの中でも、地域で生涯にわたって安心して働くための就労支援ネットワークの構築については、東京都が中心になって早急に取り組んでください。
- (5) 東京都内における一般企業での障害者就労実態調査を、福祉保健局と連携して実施し、就労実態や支援体制をしっかりと把握してください。

3. 企業に対する啓発事業の推進について

- (1) 企業に向けた普及啓発セミナー等を引き続き実施し、啓発事業を推進してください。職場体験実習は障害のある人と企業とのマッチングに大きな効果があり、企業側にとってもメリットがあることをもっと知らせてください。
- (2) 職場定着のための支援およびサポート体制を充実させるよう、指導してください。
- (3) 平成 26 年 1 月に障害者の権利条約が批准されたことを、都においてはどのように反映させているのか、具体的にお聞かせください。
- (4) 職場において障害者の差別を禁止し、合理的な配慮がなされるよう指導してください。また、雇用された後に障害がわかった場合でも、適切な配慮で就労継続できるよう、働きかけてください。

4. 能力開発について

- (1) 東京都立の障害者能力開発校を増設し、LD 等発達障害者に特化した訓練コースを増やしてください。
- (2) 東京都障害者能力開発校に平成 25 年度より開設された発達障害者対象の職域開発科における現行の訓練期間(6ヶ月間)では、訓練内容を十分に取得することは困難だと思います。働く意欲を引き出し、就労継続につなげるためにも、少なくとも 1 年間の訓練期間を設けてください。

5. 施設職員や事業所に対する理解と啓発の充実について

- (1) 発達障害者の支援に従事する専門的人材の育成を行うための研修会を実施し、さらに充実させてください。また「障害者雇用ハンドブック」の利用状況を把握し、さらなる理解啓発に努めてください。
- (2) 地域における就労支援ネットワークの整備に関して、法人会や商工会等にも、LD 等発達障害についての啓発普及活動を推進してください。
- (3) 障害者総合支援法における就労支援に関する事業に従事する民間の事業者への、指導監督を強化してください。また、都ではどのように関わっているのかお聞かせください。

以上